

### ひとり親家庭の就業や学び直しを支援します

対象は、ひとり親家庭の父・母で、児童扶養手当の支給を受けているか、受けている方と同等の所得水準の方です。

※いずれも要事前相談

#### ●高等職業訓練促進給付金

経済的自立に効果的な資格を取得するため、1年以上養成機関等で修学し、就業（育児）と修学の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減として助成します。本制度と同様の給付を受けていない事が条件です。現在、修学中の方もお問合せください。

▷**対象資格** 看護師・准看護師・精神保健福祉士・理学療法士・作業療法士・保健師・助産師・言語聴覚士・視能訓練士・義肢装具士・臨床工学士・臨床検査技師・診療放射線技師・歯科技工士・歯科衛生士・柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・介護福祉士・社会福祉士・保育士・理容師・美容師・栄養士・調理師・製菓衛生師・一級建築士・二級建築士・木造建築士

▷**3・4年度のみ追加資格** 社会保険労務士・シスコシステムズ認定資格・LPI認定資格ほか

#### ①訓練促進給付金

▷**支給期間** 修学全期間（上限4年）  
▷**支給額** 住民税課税世帯は月額7万500円（修学期間が最後1年間のみ月額11万500円）、非課税世帯は月額15万円（修学期間が1年未満の場合は月額14万円）

#### ②修了支援給付金

▷**支給額** 住民税課税世帯は2万5千円、非課税世帯は5万円

※①②とも課税・非課税判定に扶養義務者を含みます。

#### ●自立支援教育訓練給付金

適職に就くために必要であると認められる、区が指定した教育訓練講座の受講料等の一部を給付します。雇用保険法の教育訓練給付を受給した方は差額分を支給となります。

▷**対象講座** ①一般教育訓練講座・特定一般教育訓練講座 ②専門実践教育訓練講座

▷**支給額** 受講料の60%（①1万2千円～20万円 ②1万2千円～受講年数×40万円（最大160万円））

#### ●自立支援プログラム策定

専門の相談員がプログラムを策定し、ハローワーク等関係機関と連携して自立・就労を支援します。

#### ●高等学校卒業程度認定取得支援給付金

ひとり親家庭の学び直しを支援するため、受講料の一部を支給します（20歳未満の子供も対象）。

▷**対象講座** 民間事業者等が実施する高等学校卒業程度認定試験の対策講座（通信制も含む）

#### ①受講開始時給付金

▷**支給額** 受講料の30%（4千円～15万円）

#### ②受講修了時給付金

▷**支給時期** 対象講座修了時  
▷**支給額** 受講料の40%（②-①で4千円～最大20万円）

#### ③合格時給付金

▷**支給時期** 受講修了日から起算して2年以内に高卒認定全科目合格時

▷**支給額** 受講料の60%（①と②との合計で最大30万円）

計で最大30万円)

▷**問合せ** 子育て・若者支援課（区役所6階6番）

TEL (5246) 1232

## 育児相談 (要予約制)

お気軽にご相談ください!

新型コロナウイルス感染対策のため、個別相談のみ実施しています。母子手帳をお持ちください。また体調不良の際は、ご利用を控えてください。詳しくは、区HPをご確認ください。

●1～3か月児の育児相談（予約制）

日時	場所
8月16日(火)午後1時30分～3時10分	浅草保健相談センター
8月17日(水)午後1時30分～3時10分	台東保健所

●育児相談（対象は1歳5か月までの子供）

日時	場所
8月2日(火)午前10時～11時	日本堤子ども家庭支援センター 谷中分室
8月4日(木)午前10時～11時	日本堤子ども家庭支援センター
8月10日(水)午前10時～11時	台東子ども家庭支援センター
8月12日(金)午前10時～11時	寿子ども家庭支援センター
8月16日(火)午前9時30分～11時10分	浅草保健相談センター
8月17日(水)午前9時30分～11時10分	台東保健所

●とことこ育児相談（対象は1歳6か月以上の子供）

日時	場所
8月17日(水)午前9時30分～11時	浅草保健相談センター
8月23日(火)午前9時30分～11時10分	台東保健所

**申込み・問合せ** 浅草保健相談センター TEL (3844) 8172  
台東保健所保健サービス課 TEL (3847) 9497

## 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分・ひとり親世帯以外分）

▷**給付額** 児童1人あたり5万円

▷**給付時期** 申請不要の方には順次、申請が必要な方には申請から1～2か月後

※4年1月1日時点で区外在住の方は支給が遅れます。※申請書等は、区HP（右記二次元コード）からダウンロード可。

※下表の対象に複数該当したとしても給付は1回のみです。



▲ひとり親世帯分



▲ひとり親世帯以外分

ひとり親世帯分（申請期間は5年2月28日(火)まで）			ひとり親世帯以外分（申請期間は7月21日(木)～5年2月28日(火)）		
対象	申請	添付書類	対象	申請	添付書類
①4年4月分の児童扶養手当が支給された方	不要	6月30日支給済	主たる生計維持者（所得が高い方）の4年度住民税均等割が非課税であり、次のいずれかに該当する方 ①4年4月分の児童手当・特別児童扶養手当が支給された（対象の方には7月7日付で支給決定通知を送付済） ②4年5月～5年3月分のいずれかの月から新たに児童手当・特別児童扶養手当の受給者となった ③上記①②に該当しないが、4年3月31日時点で、18歳未満の児童を養育していたまたは4年4月1日以降、新たに対象児童（5年3月末時点で18歳以下）を養育することとなった ④新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、4年1月以降の収入が4年度住民税均等割が非課税の方と同水準となっている（※1）	①②不要・7月20日以降順次支給	③④必要 ※窓口または郵送（③のみ電子申請可） ③④申請者の本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）、振込口座が分かる物（通帳・キャッシュカードのコピー） ※④のみ収入額が分かる書類（4年1月以降の任意の1か月の収入が分かる給与明細・帳簿等）
②公的年金等を受給しており、4年4月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方	必要 ※窓口または郵送	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親世帯であることが分かる書類（戸籍謄本等）</li> <li>振込口座が分かる物（通帳・キャッシュカードのコピー）</li> <li>受給年金額が分かる書類</li> <li>収入額が分かる書類（2年2月以降の任意の1か月の収入が分かる給与明細・帳簿等〈③のみ〉）</li> </ul>			
③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、2年2月以降の収入が児童扶養手当を受給している方と同水準となっている方					

【(※1) 非課税相当の収入額イメージ】  
(例：父・母・子2人の場合)  
父 2月分の収入21万円×12か月 = 年間収入見込額252万円 (A)  
母 2月分の収入8万円×12か月 = 年間収入見込額96万円 (B)  
(A) > (B)のため、(A)にて要件確認

世帯人数	限度額
2人(例)父・子1人	156万円
3人(例)父・母・子1人	205.7万円
4人(例)父・母・子2人	255.7万円
5人(例)父・母・子3人	305.7万円

〈要件確認〉年間収入見込額252万円(A) < 非課税相当収入限度額255.7万円(左表)となるため、当ケースでは「対象」と推定される。

※課税申告が未申告の方は、申告をお願いします。※DV避難者の方はご相談ください。※当給付金を装った詐欺にご注意ください。区が給付金支給のためにATMの操作をお願いすることや、電話で口座番号を求めることは絶対にありません。※その他、必要に応じて追加で書類の提出を依頼する場合があります。

▷**問合せ** 厚生労働省コールセンター TEL 0120 (400) 903（土・日曜日・祝日を除く午前9時～午後6時）

▷**申込み・問合せ** 〒110-8615 台東区役所子育て・若者支援課 TEL (5246) 1057（土・日曜日・祝日を除く午前8時30分～午後5時15分）